

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	母子保健法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

島本町は、母子保健法に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

島本町長

公表日

令和6年9月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法に関する事務
②事務の概要	・母子保健法に基づき、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査、低体重児の届出、乳幼児健康診査情報の管理、統計報告資料作成等の事務を行う。 ・行政手続きにおける個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 ①保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査の実施及び勧奨 ④妊娠届出の受理及び審査 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の保健指導の実施及び診療を受けることの勧奨 ⑦産後ケア事業の実施 ⑧低体重児届出及びその審査 ⑨未熟児の訪問指導の実施 ⑩こども家庭センターの事業の実施
③システムの名称	地域健康支援システム、統合利用番号連携サーバ、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
乳幼児健診ファイル、妊婦情報ファイル、出生ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第70項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第70項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 すこやか推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部政策企画課 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 TEL:075-962-0372
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部すこやか推進課 大阪府三島郡島本町桜井三丁目4番1号 TEL:075-961-1122

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	いきいき健康課長 大辻 泉	課長	事後	新様式への変更
令和1年6月19日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	島本町 コミュニティ推進課 〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号(島本町役場)	総合政策部コミュニティ推進課 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 TEL:075-962-0372	事後	評価書への記載を統一するため
令和1年6月19日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	島本町 いきいき健康課 〒618-0022 大阪府三島郡島本町桜井三丁目4番1号(ふれあいセンター)	健康福祉部いきいき健康課 大阪府三島郡島本町桜井三丁目4番1号 TEL:075-961-1122	事後	評価書への記載を統一するため
令和1年6月19日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月19日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月19日	IV リスク対策	—	新様式への変更に伴い、「IV リスク対策」について記載	事後	
令和2年11月27日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和2年11月27日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和2年11月27日	IVリスク対策3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	[十分である]	事後	
令和2年11月27日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない	[]委託しない	事後	
令和2年11月27日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	[十分である]	事後	
令和4年2月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	母子健康管理システム、統合利用番号連携サーバ、中間サーバー	地域健康支援システム、統合利用番号連携サーバ、中間サーバー	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二56の2の項（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条） <情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二69の2の項（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条の三）	<情報照会の根拠> ・番号法第19条第8号 別表第二56の2の項（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条） <情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号 別表第二69の2の項（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条の三）	事後	
令和4年2月10日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	
令和4年2月10日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	
令和4年12月16日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	妊婦健康診査	妊産婦健康診査	事後	
令和4年12月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	-	69の2の項 追記	事後	
令和4年12月16日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 いきいき健康課	健康福祉部 すこやか推進課	事後	
令和4年12月16日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総合政策部コミュニティ推進課 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 TEL:075-962-0372	総合政策部政策企画課 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 TEL:075-962-0372	事後	
令和4年12月16日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部いきいき健康課 大阪府三島郡島本町桜井三丁目4番1号 TEL:075-961-1122	健康福祉部すこやか推進課 大阪府三島郡島本町桜井三丁目4番1号 TEL:075-961-1122	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	・行政手続きにおける個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 ①保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査の実施及び勧奨 ④妊娠届出の受理及び審査 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の保健指導の実施及び診療を受けることの勧奨 ⑦低体重児届出及びその審査 ⑧未熟児の訪問指導の実施 ⑨母子健康包括支援センターが行う事業の実施	・行政手続きにおける個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 ①保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査の実施及び勧奨 ④妊娠届出の受理及び審査 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の保健指導の実施及び診療を受けることの勧奨 ⑦産後ケア事業の実施 ⑧低体重児届出及びその審査 ⑨未熟児の訪問指導の実施 ⑩こども家庭センターの事業の実施	事後	
令和6年9月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の49の項、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条	番号法第9条第1項 別表第70項	事後	
令和6年9月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号 別表第二56の2の項、69の2の項(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条、第38条の3) <情報照会の根拠> ・番号法第19条第8号 別表第二69の2の項(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条の三)	番号法第19条第8号 別表第70項	事後	
令和6年9月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和6年9月1日 時点		
令和6年9月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和6年9月1日 時点		